

# 食の安全 遺伝子組み換え食品 4

スーパーの棚に並ぶ豆腐を見てみると「国産大豆100%」や「遺伝子組み換え大豆は使用していません」の表示が目につきます。

このように、遺伝子組み換えについての表示があれば、選択の目安にできますが、実際にはすべての食品に表示されているわけではありません。どんな食品に表示義務があるのでしょうか。

平成13年、遺伝子組み換え食品の表示制度が始まりました。作物では、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、ナタネ、ワタ、てんさいの6品目。食品では次の表の30項目が定められています。

1	豆腐・油揚げ類	2	凍り豆腐・おから・湯葉
3	納豆	4	豆乳類
5	みそ	6	大豆煮豆
7	大豆缶詰及び大豆瓶詰	8	きな粉
9	大豆いり豆	10	1～9を主な原材料とする食品
11	調理用大豆を主な原材料とする食品	12	大豆粉を主な原材料とする食品
13	大豆たんぱくを主な原材料とする食品	14	枝豆を主な原材料とする食品
15	大豆もやしを主な原材料とする食品	16	コーンスナック菓子
17	コーンスターチ	18	ポップコーン
19	冷凍トウモロコシ	20	トウモロコシ缶詰及びトウモロコシ瓶詰
21	コーンフラワーを主な原材料とする食品、	22	コーングリッツを主な原材料とする食品(コーンフレーク除く)
23	トウモロコシ(生食用)を主な原材料とする食品	24	16～20までに掲げるものを主な原材料とする食品
25	冷凍ばれいしょ	26	乾燥ばれいしょ
27	ばれいしょ澱粉	28	ポテトスナック菓子
29	第25号～28号を主な原料とする食品	30	ばれいしょ(調理用)を主な原料とする食品

## 遺伝子組み換え加工品でも表示が免除されているもの

1	醤油(発酵食品)
2	大豆油、コーン油、菜種油、綿実油、(以上、油を抽出して精製したもの)
3	水飴、異性化液糖、デキストリン(以上、澱粉を抽出して加工したもの)
4	コーンフレーク(加熱して作ったもの)
5	ビール、酒、ウイスキーなどの酒類

加工食品の「遺伝子組み換えの原材料」が重量の5%以下で、原材料表示の順番が4番目以下の場合。

加工品の中には、醤油や油のように遺伝子組み換え原料を使用しているも、表示が免除されているものがあります。これは、一般的な化学検査法では検出できないためです。また、酒類はJAS法の対象外なので、遺伝子組み換えのコーンスターチを使っているビールでも対象外になります。

それでは、何を基準に購入したら良いのでしょうか、簡単にまとめてみました。「遺伝子組み換え」の表示のあるものは買わない。「遺伝子組み換え不分別(混じっている可能性がある)」の表示のあるものも買わない。買うなら「遺伝子組み換えでない」の表示のあるものを選ぶ。まずこの三つが基本です。

「遺伝子組み換えでない」食品については、表示義務はありませんが、せっかくこだわって努力したのなら、製造者は「遺伝子組み換えでない」と堂々と表示するはずですが。

「遺伝子組み換え」または「遺伝子組み換えでない」のいずれの表示もない場合は、「遺伝子組み換えでない」ことになっていきますが、なぜ堂々と表示しないのか、疑ってみることも必要です。

「遺伝子組み換え」表示義務のある原材料が、4番目以下に記入してある場合も注意が必要です。

遺伝子組み換え表示が免除されている食品の場合は、国産100%の食品が、「遺伝子組み換えでない」表示のあるものを選びます。

日本では、まだ遺伝子組み換え作物の商業生産はおこなわれていないので、「遺伝子組み換えでない」と表示されていなくても「国産100%」と表示されているものなら、まず大丈夫です。

GM(遺伝子組み換え)作物の研究は第一世代(除草剤・殺虫剤耐性)から、第二世代(特定疾患の改善や栄養価の向上などの付加価値作物)に入っています。

外国企業に生物特許を次々に取得された日本では、未開拓に近いイネの研究に力を注いでいます。

今後、夢のような作物の登場も予想されます。しかし、その良否を判断するのも、選択するのも私たち次第なのです。【おわり】



遺伝子組み換え大豆は使用していません。